

水道料金等の請求方法変更に伴う収入減について

現在の認定精算方式による隔月検針・毎月徴収を改め、令和7年9月から隔月徴収に移行することに伴い、次図のとおり偶数月検針地区の令和8年3月分の調定水量・調定金額が令和8年4月に調定する「令和8年3・4月分」に包含されることから、令和7年度のみ「偶数月検針地区の3月相当分」の調定水量・調定金額が含まれない現象が生じる。

			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
R6年度	偶数月 検針	検針		○		○		○		○		○		○		○
		調定	認定	精算	認定	精算	認定	精算	認定	精算	認定	精算	認定	精算	認定	精算
	奇数月 検針	検針	○		○		○		○		○		○		○	
		調定	精算	認定	精算	認定	精算	認定	精算	認定	精算	認定	精算	認定	精算	認定

認定精算方式（隔月検針・毎月徴収） ← → 隔月検針隔月徴収

R7年度	偶数月 検針	検針		○		○		○		○		○		○		○
		調定	認定	精算	認定	精算	認定	精算		精算		精算		精算		精算
	奇数月 検針	検針	○		○		○		○		○		○		○	
		調定	精算	認定	精算	認定	精算		精算		精算		精算		精算	

認定精算方式（隔月検針・毎月徴収） ← → 隔月検針隔月徴収

R8年度	偶数月 検針	検針		○		○		○		○		○		○		○
		調定		精算		精算		精算		精算		精算		精算		精算
	奇数月 検針	検針	○		○		○		○		○		○		○	
		調定	精算		精算		精算		精算		精算		精算		精算	

※ A 及び は、検針から精算までの1サイクルを示す。